

社会保障年金及び老齢医療保険/Social Security & Medicare

2010年1月19日 塩野清彦

社会保障年金の日米の比較(概要)

項目	アメリカ	日本
保険料	税方式 15.3% Social Security taxes 12.4% Medicare taxes 2.9%	保険料方式 厚生年金(民間)、共済年金(公務員、私学の教職員等)、 国民年金(自営業、学生、無所得者等)の3つ年金
加入対象	所得のある者は年齢を問わず加入 無所得者は加入義務なし	厚生年金：所得のある者は年齢を問わず加入 国民年金：無所得者でも20歳～60歳は全員加入
受給資格	最低 40 credit(最短 10 年)納付	最低 25 年(300 月)納付
支給開始	67 歳(62 歳からの繰り上げ支給可)	65 歳(60 歳からの繰り上げ支給可) 、特例年金あり
給付内容	老齢年金(Retirement benefits) 家族年金(Family benefits) 障害年金(Disability benefits) 遺族年金(Survivor benefits) ※生活保護補足給付金(SSJ)	老齢基礎年金(国民年金) 老齢厚生年金(厚生年金) 特別支給の老齢厚生年金(厚生年金) 加給年金(厚生年金の配偶者) 障害年金 遺族年金 脱退一時金(外国人、外国居住者対象)

アメリカの社会保障年金

1. 保険料 計 15.3%

① Social Security taxes 12.4%

勤め人：給料の6.2%(使用者も6.2%負担—労使折半)

自営業：収益の12.4%(100%負担)

Credit 上限：1年 4 credit、収入\$1,120(2010年、2009年は\$1,090)につき 1 credit、毎年変わる。

課税限度の上限：2010年\$106,800 (最高税額年\$6,621.60、ほぼ毎年変わる)

② Medicare taxes 2.9%

勤め人：給料の1.45%(使用者も1.45%負担—労使折半)

自営業者：利益の2.9%(100%負担)

Credit 上限：1年 4 credit、収入\$1,120(2010年、2009年は\$1,090)につき 1 credit、毎年変わる。

課税限度の上限：なし

2. 給付(Benefits)

(1)老齢年金(Retirement benefits)、及び、家族年金(The spouse's benefit)

(1) -1 受給資格要件

次の二つの要件を満たしていること。

- ①40 credit(1年4creditが上限、最低10年)以上のタックスを支払っている。
 ②年齢が65歳～67歳(full Retirement age)に達している。62歳から受給可能だが減額される。

受給年齢(full Retirement age)と62歳からの減額率

誕生年	老齢年金の受給資格年齢 (100%受給できる年齢)	62歳から受給した場合の年金の減額率	
		本人	家族
1937年及び以前	65歳	20%	25%
1938年～1942年	65歳2ヶ月～65歳10ヶ月 年齢により段階的に引き上げ	20.83%～24.17%	25.3%～29.17%
1943年～1955年	66歳	25%	30%
1938年～1959年	66歳2ヶ月～66歳10ヶ月 年齢により段階的に引き上げ	25.83%～29.17%	30.83%～34.17%
1960年及び以降	67歳	30%	35%

(1)–2 給付内容

- ①給付内容は、概ねの所得の50%を保障するように設計されているらしい。

低所得者に有利になっている。

次のアドレスに計算フォームがあり、所得等を入力して年金額を予測することができる。

<http://www.socialsecurity.gov/retire2/AnypiaApplet.html>

- この計算フォームで算出した老齢年金額(full Retirement 年齢)

例1：所得年平均\$10,000で10年間一月\$266(年\$3,192)、同14年間一月\$456(年\$5,592)

例2：所得年平均\$30,000で10年間一月\$720(年\$8,640)、同14年間一月\$965(年\$11,580)

例3：所得年平均\$100,000で20年間一月\$1,963(年\$23,446) 遺族年金の上限月\$3,436(年\$41,232)

例4：所得年平均\$200,000で20年間一月\$1,967(年\$23,604) 遺族年金の上限月\$3,442(年\$41,304)

- ②67歳より高い年齢で給付を受けた場合

- 1943年以降に生まれた人—full Retirement 年齢以降70歳までの間、1年(12ヶ月)につき8%ずつ増える。

例1：1960年生まれ

67歳受給—100%、68歳で受給—108%、69歳で受給—116%、70歳で受給—124%(最高)

例2：1943年生まれ

66歳で受給100%、70歳で受給132%

- 1917～24年に生まれた人—1年につき3%増、以降の生まれは少しずつ率が増え、1941～42年生まれの人1年につき7.5%増、となる。

※これは、http://www.ssa.gov/OACT/quickcalc/early_late.html#calculatorで計算できる。

※得か損かは、その人が何歳まで生きられるか、による。

- ③すでに受給している年金は、物価スライド(cost-of-living adjustment -COLA)される。

- スライド率は、第3四半期から翌年の第3四半期の消費者物価指数(CPI-W*)で決められる。

- 1975年以降、2008年までは、毎年、増額調整されているが、2009年、2010年はない。

1980年14.3%(最高)、1986年と1998年1.3%(最低)、2008年5.8%

(*)Consumer Price Index for Urban Wage Earners and Clerical Workers (CPI-W)

④すでに年金を受給している人が働いている場合、年金はどうか

- ・所得のある人は、年齢を問わず **Social Security taxes** 及び **Medicare taxes** を払わなければならない。年金を受給していても支払う。その分は、翌年の年金額に反映(増加)される。
- ・年齢を繰り上げて年金を受給している高所得者は、年金が減額される。
その年に **full Retirement** 年齢に達する人一年収\$37,680 を超える分\$3につき\$1 ずつ年金が減額
それより若い年齢の人一年収\$14,160 を超える分\$2につき\$1 ずつ年金が減額
- ・ **full Retirement** 年齢に達している者は、いくら年収があっても年金は減額されない。

(2)家族年金(Family benefits)

(2) -1 受給資格要件

- ①配偶者：年金受給対象年齢(65歳～67歳以上)に達していること(62歳からの繰り上げ受給可)
16歳未満の子供、または、障害の状態にある子を養育している配偶者(年齢に無関係)
- ②離婚した配偶者：10年以上の結婚関係があって現在未婚で年金受給対象年齢(65歳～67歳以上)に達していること(62歳からの繰り上げ受給可)
- ③子供：18歳未満で未婚の子、または、未婚で18～19歳でフルタイムの学生(グレード12迄=高校生)
または、22歳前に障害の状態になった子

(2)-2 給付内容

- ①老齢、障害年金額の半額
- ②複数の家族年金受給者がいる場合は、老齢年金の150～180%に制限される。
(例、奥さんと16歳未満の子供5人など)

(3)障害年金(Disability benefits)

(3)-1 受給資格要件

- ①次の要件を満たしていること
 - ・障害の状態にあること、
 - ・6ヶ月の待機期間を経たこと、
 - ・65歳未満であること
- ②さらに、次のいずれかの **credit** 要件を満たしていること。
 - ・40 **credit**(10年)以上のタックスを支払っていること。
 - ・障害になるまでの間に、毎年1**credit**(3ヶ月)以上のタックスを支払っていること。
 - ・障害になる直前10年間に20**credit**(5年間)以上のタックスを支払っていること。

(3)-2 給付内容

老齢年金か、SSI(記述)のいずれかが適用される。詳しくは不知(私が)

(4)遺族年金(Survivor benefits)

(4)-1 受給資格要件

- ①次のいずれかの **Credit** 要件を満たしていること。
 - ・死亡した人が40 **credit**(10年)以上のタックスを支払っていること。
 - ・死亡した人が亡くなる前に毎年1**credit**(3ヶ月)以上のタックスを支払っていること。
 - ・養育者又は子・孫が受給する場合は、死亡直前の3年3ヶ月の間に6**credit**(1年6ヶ月)以上のタックスを支払っていること。
- ②受給対象遺族

- ・配偶者：9ヶ月以上の婚姻関係があり、年金受給対象年齢(65歳～67歳以上)に達していること(62歳からの繰り上げ受給可)、障害の状態にある配偶者は50歳から受給可
死亡した人の16歳未満の子供、または、障害の状態にある子を養育している配偶者(年齢に無関係)
- ・離婚した配偶者：10年以上の婚姻関係があつて現在未婚で年金受給対象年齢(65歳～67歳以上)に達していること(62歳からの繰り上げ受給可)
- ・子供、孫：18歳未満で未婚、または、未婚で18～19歳でフルタイムの学生(グレード12迄=高校生)または、22歳前に障害の状態になった子、孫
- ・父母：死亡した人に養育されていた62歳以上の父母

(4)–2 給付内容

死亡した人が受給する(していた)年金額、及び、50%の年金額(子供など)、上限あり

3. 年金のタックス

(1)年金のタックス

受給した年金には、タックスがかかる。

「受給した年金(年額)の 50%+年金以外の所得」 – タックス控除対象額(IRA など)=A (年額)

※2009年のA(年額)

夫婦ジョイント申請は\$32,000、セパレート及び独身は\$25,000以下であればタックスはかからない。

4. Supplemental Security Income(SSI) 生活保護補足給付金

社会保障年金ではない。所得または年金が少ない者に生活補助として支給される給付金

(1) 給付対象者

- ①アメリカ市民で目の見えない人、障害者、子供で所得や財産が一定額以下であること
- ②アメリカ市民で65歳か、それ以上の年齢で所得や財産が一定額以下であること
※永住権の人は、原則として対象外(1996年8月22日にSSIを受けている人は引き続き受給可)
※1996年8月22日以前に永住権を取得した者は、特例があるかもしれない(?)

(2) 所得制限

単身者：給与所得月\$1,433、給与所得以外の収入(例、年金等)月\$694
夫婦：給与所得月\$2,107、給与所得以外の収入(例、年金等)月\$1,031
さらに、所有する財産(預金や株など)が単身\$2,000、夫婦\$3,000まで

(3)給付額(2010年)

1人の場合—\$674 夫婦2人の場合—\$1,011

日本とアメリカの社会保障年金の通算

2005年10月1日「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効し、日本とアメリカの社会保障年金が通算されるようになった。ただし、**Medicareは通算の対象にならない。**

1. 日米両国の社会保障年金の通算

(1) 次の要件を満たせば、日本に帰国してもアメリカの老齢年金が受給できる。

- ① アメリカの年金加入が6クレジット(1年6ヶ月として換算)以上あること
- ② 日本とアメリカの年金加入期間が通算して10年以上あること(アメリカの1クレジットは3ヶ月として計算する)。
- ③ アメリカの年金受給資格年齢に達していること。

(2) 次の要件を満たせば、アメリカに在住していても日本の老齢年金が受給できる。

- ① 日本とアメリカの年金加入期間が通算して25年以上あること。
- ② 年金受給資格年齢に達していること。

(3) 年金受給の手続き

通算措置を受けるには、それぞれが在住する国で行う。

アメリカ在住者の場合、申請から認められるまで約1年を要する、とSSAの担当者が話していた。

2. 駐在員のアメリカのSocial Security Taxの免除

(1) 次の条件を満たす駐在員は、アメリカのSocial Security Taxが免除される。

- ① 厚生年金保険の加入者であること
- ② 日本の企業と雇用関係が継続していて、その企業からアメリカに派遣されること
- ③ 5年以内にアメリカ駐在が終了すること
- ④ アメリカ駐在前に6ヶ月以上継続して日本の企業に勤務していたこと

(2) 手続き

渡米前に日本の社会保険機構に免除「適用証明書」の発行を依頼する。日本からアメリカ側に協議し回答をもらうので証明書交付までにかかなりの時間がかかる。

3. アメリカ在住者が日本の年金を受給するには

(1) 日本の年金加入期間のみで受給資格があり、通算措置を受けないで日本の年金を受けたい場合は、アメリカに在住したまま直接、日本に年金受給の申請ができる。申請書を取り寄せる必要がある。

(2) 年金は、アメリカの銀行口座に送金してもらえる(振込手数料の個人負担なし)。

(3) 受給開始後、毎年、誕生月の在留証明を提出しなければならない。ロサンゼルス領事館にて在留証明を発行してもらう(厚生年金受給のための発行費は無料)

(4) 年金のタックスを日本で支払うか、アメリカで支払うか、選択できる。

日本の年金のタックスをアメリカで支払う場合は、3年に1回、8802フォームをIRSに提出し、「居住者証明書」を発行してもらい、日本側に提出する必要がある。

タックスの支払いは、アメリカの税制が適用される。

(5) アメリカ市民になっても、日本の年金の受給資格があれば受給できる。受給開始後、提出する誕生月の生存証明は、Notary Public Servicesの証明でよい。→日本の社会保険庁に電話にて確認済み。

Medicare(アメリカ)

40 credit 以上ある人及び配偶者は、満 65 歳になると Medicare Health Insurance の Benefits が受けられる。次の 4 つがある。

1 Part A—free Medicare Hospital insurance 病院にかかった費用をカバー、保険料不要

(1) 資格要件

- ① 40 credit 以上、② 65 歳以上、③ アメリカ市民または永住権保持者
- ② 65 歳以上で 40 クレジットなくても保険料(*)を払えば加入できる。
*保険料(2010 年) : 30~39 クレジット月 \$254、30 クレジット未満 \$461

(2) 給付内容(2010 年)

- ・入院 1~60 日まで → \$1,100 を自己負担、それ以上は Medicare でカバー
- ・入院 61 日~90 日の間 → 1 日 \$275 を自己負担、それ以上は Medicare でカバー
- ・入院 91 日~150 日の間 → 1 日 \$550 を自己負担、それ以上は Medicare でカバー
- ・入院 150 日を超えた分 → 全額自己負担(Medicare のカバーなし)
- ・Skilled Nursing Facility(特殊技術看護施設)
1 日~20 日の間は自己負担なし、21 日~100 日の間は 1 日 \$133.50 を自己負担

2 Part B—Medicare Medical insurance : オプション、治療費をカバー、保険料 要

(1) 加入資格要件一次の 3 つの要件を満たすこと

- ① アメリカ市民、または、5 年以上アメリカに居住している人
- ② 65 歳以上
- ③ 20credit 以上—40credit に達していない、Part A がなくても加入できる。

(2) 保険料(2010 年)

- ① 標準 : 月 \$110.50/1 人 40credit 以上の人も支払う
- ② 高額所得者 : 総所得が年 \$85,000(単身者)、\$170,000 以上(夫婦同居者)は、収入に応じ保険料が加算される(最高月 \$353.60)

(3) 給付内容(2010 年)

治療費 : 年間 \$155.00 を自己負担、\$155 を超える分は 80% が Medicare でカバーされ、20% が自己負担

3 Part C—Medicare Advantage Plans : オプション、Part A と B を持っている者がジョイントできる追加の保険 <http://www.medicare.gov/Publications/Pubs/pdf/10050.pdf> P50 に詳しく掲載されている。Medicare に承認された民間のプロバイダーの保険に加入する(保険料を支払う)ことによって、自己負担分をカバーする保険。保険会社によっていろいろな保険が用意されている。以下のような Plane がある。

Health Maintenance Organization (HMO) Plans.
Preferred Provider Organization (PPO) Plans. .
Private Fee-for-Service (PFFS) Plans. .
Medical Savings Account (MSA) Plans.
Special Needs Plans (SNP).

4 Part D—Medicare prescription drug plan : オプション、処方箋薬をカバー Part A、B、C いずれかを持っていれば加入できる。

- 保険料月 \$24.10、
- ・ Generic / Preferred multisouece drugs—1 回(1 処方箋)に \$2.4 を自己負担
 - ・ その他の処方箋薬—1 回 \$6 を自己負担